

## オリンピック・パラリンピック誹謗中傷・相談 『ホットライン』運用規程

### (目的)

第1条 公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）及び公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）（以下、総称して「JOC・JPC」という。）は、JOC・JPCの各定款第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業の遂行のため、JOC・JPC内に設置する「オリンピック・パラリンピック誹謗中傷・相談 『ホットライン』」（以下「本窓口」という。）の運用方法・利用方法等について、「オリンピック・パラリンピック誹謗中傷・相談 『ホットライン』運用規程」（以下「本規程」という。）を定める。

### (相談対象者)

第2条 本窓口を利用できる対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本人

JOC又はJPCに加盟する競技団体（以下「加盟団体」という。）に所属し、かつ、JOC又はJPCから強化指定を受けた競技者（JOCが認定するネクスト強化指定選手を含む。）又はJOC・JPCが対象者とすることを別途認めた競技者等（以下「強化指定選手」という。）

(2) 関係者

加盟団体に所属して強化指定選手のサポートに関与する者（強化指定選手の監督、コーチ又はサポートスタッフ等）及び加盟団体の役職員

（（1）及び（2）を総称して、以下「強化指定選手関係者」という。）

(3) 親族

強化指定選手の親族

### (相談方法等)

第3条 前条に定める対象者は、問い合わせフォーム（<https://www.joc.or.jp/for-athletes/reporting/defamation/index.html>）への入力により、本窓口に対する相談を行うことができる。

2 本窓口の相談担当者（以下「本窓口担当者」という。）は、JOC・JPCの職員及びJOC・JPCが委託する者（弁護士を含む。）とする。

3 相談内容に係る事実について十分な確認を行うため、本窓口を利用して相談を行う者（以下「利用者」という。）は、原則として実名に基づいて本窓口に対する相談を行うものとする。もっとも、本窓口に対する相談が匿名で行われた場合であっても、相談内容等が事実であると信じるに足りる相当な事実が示された場合には、相談を受け付けるものとするが、相談者は、①匿名であっても相談内容から本人が推知される場合があること、②匿名であることにより十分な事実の確認や対応状況の報告ができない場合や対応でき

る範囲が限定される場合があることを、それぞれ承諾する。

- 4 本窓口担当者は、相談内容に応じて、利用者に対して、他の団体等が設置する相談窓口等の紹介をはじめ、各種専門機関への協力要請等により、相談内容の解決を図ることができる。
- 5 本窓口担当者は、利用者の相談が本窓口の対象ではない又は本窓口で対応することが相当でないと判断した場合、その旨理由を付して利用者へに通知し、対応を終了することができる。
- 6 本窓口担当者は、善良な管理者の注意をもって、相談に関する事実を秘密として厳正に管理保持するものとする。
- 7 本窓口へ寄せられた全ての相談情報は、本窓口担当者のほか、必要に応じて、JOC・JPCの会長、副会長、専務理事、常務理事、事務局長及びコンプライアンスを担当する委員会の委員、及び本窓口担当者が第6条第3項に基づき支援を依頼した者のみ（以下「本窓口担当者等」という。）が保有することができる。

#### （相談対象事項）

第4条 本窓口における相談の対象事項は、強化指定選手を対象者とする SNS の投稿、ウェブ掲示板の書き込み、ウェブ記事のコメントその他のインターネット上で行われる行為（以下「SNS 投稿等」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 誹謗中傷（名誉毀損、侮辱等）
  - (2) プライバシー侵害行為
  - (3) 暴言、脅迫及び威圧等競技の範囲を超えて精神的苦痛を与える行為（パワーハラメントを含む。）
  - (4) 不快感を与える性的な言動（セクシャルハラメントを含む。）
  - (5) 差別、義務のない行為の強要等、競技における正当又は健全な活動を、直接又は間接的に妨害する行為
  - (6) その他、社会規範に照らして不適切な行為
- 2 次の各号のいずれかに該当する事項は、強化指定選手を被害者とするものであっても、本窓口における相談の対象外とする。
- (1) 裁判その他の国家機関又はスポーツ仲裁裁判所若しくは日本スポーツ仲裁機構による紛争解決手続に係属している又はこれらによる判断が確定した事項
  - (2) JOC 及び JPC と利益が相反する可能性がある事項
  - (3) 前項各号に該当しない事項
  - (4) その他、本窓口の目的に反する事項

#### （本窓口における対応内容）

第5条 JOC・JPC は、本窓口において、次の各号に定める対応を行う。ただし、JOC・JPC は、強化指定選手等を代理して SNS 投稿等に関する法律事務を取り扱うこと（例：訴訟又は

損害賠償請求の任意交渉を代理すること)はできないため、かかる法律事務に関して、本窓口では各種支援を行うのみとする。

- (1) 運営事業者に対する SNS 投稿等の削除依頼
- (2) SNS 投稿等の投稿者に対する警告
- (3) 強化指定選手に対する臨床心理士等によるサポート
- (4) 強化指定選手が SNS 投稿等に対して法的措置を講じる場合の各種支援等
- (5) 前各号のために必要な SNS 投稿等に関する法的分析等
- (6) その他、本窓口が対応できる必要な支援

(相談に基づく事実確認)

第6条 本窓口担当者は、利用者のプライバシーに配慮の上、利用者の氏名、連絡先、相談内容を把握し、相談内容に係る事実の確認を行うものとする。

- 2 本窓口担当者は、利用者に対して、電話又は面会（オンラインを含む。）を求めることができ、利用者はこれを予め了承する。
- 3 本窓口担当者は、必要に応じて、JOC・JPC の職員及びコンプライアンスを担当する委員会その他の者に支援を依頼することが出来る。
- 4 本窓口担当者は、利用者から受けた相談内容、事実確認状況及び証拠状況を踏まえて、必要に応じて、本窓口担当者等に報告をする。
- 5 本窓口担当者等は、本窓口担当者から受けた報告をもとに、当該相談について必要があると判断した場合には、自ら、本窓口担当者又は第三者に委託して（以下、本項に基づき委託を受けた第三者を「確認担当者」という。）相談内容の事実確認を行うことができる。
- 6 利用者は、事実確認に対して積極的に協力するものとする。
- 7 利用者は、相談内容に関する事実を証明する資料を保有する場合には、本窓口担当者又は確認担当者からの求めに応じて、提供等の協力を努めるものとする。

(協力要請)

第7条 本窓口担当者等は、本窓口の業務遂行のため、加盟団体その他の第三者の協力が必要な場合には、当該加盟団体その他の第三者に対し、本窓口への協力を要請することができる。

(相談対応又は事実確認の終了)

第8条 本窓口担当者は、次の各号に該当すると判断した場合に、理由を付して利用者に通知を行い当該相談対応又は事実確認を終了することができるものとする。

- (1) 利用者が本規程第2条に該当しない場合
- (2) 相談事項が本規程第4条第1項に該当しない場合又は第4条第2項に該当する場合

- (3) 利用者又は前条に定める者等の協力が得られない、事実関係が明らかでない等、**JOC・JPC** が相談対応又は事実確認を続行することが相当でない場合
- 2 本窓口担当者は、前項に定める場合のほか、加盟団体その他の団体の相談等窓口の利用が相当であると判断した場合、又は警察、裁判所その他の各種専門機関による対応が相当であると判断した場合等、**JOC・JPC** として相談対応又は事実確認を行うことが相当でないとは判断した場合は、その旨理由を付して利用者に通知を行い、相談の対応を終了することができる。

(事実確認結果に基づく対応)

第9条 **JOC・JPC** は、事実確認の結果として、SNS 投稿等によって利用者の権利が侵害されていると考える合理的な理由があると認めた場合、必要に応じて、利用者及び関係者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、第5条に定める対応を行うことができる。

(相談情報の保護)

- 第10条 **JOC・JPC**、本窓口担当者等、確認担当者、第7条に基づく協力要請を受けた者その他、利用者の個人情報を含む相談内容や事実確認の結果等に関する一切の情報(以下「相談情報」という。)を知り得た者は、善良な管理者の注意をもって、相談情報を秘密として厳正に管理保持するものとし、本規程に定める場合の他、利用者の同意がない限り、第三者に相談情報を開示してはならない。
- 2 相談に基づく確認にあたり、**JOC・JPC**、本窓口担当者等、確認担当者、第7条に基づく協力要請を受けた者その他相談情報を知り得た者は、利用者、確認対象者及び確認協力者等の信用、名誉、及びプライバシー等に配慮しなければならない。

(不利益取り扱いの禁止)

- 第11条 **JOC・JPC** は、利用者が本窓口を利用したことを理由として、利用者に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。
- 2 **JOC・JPC** は、利用者が本窓口を利用したことを理由として不利益に取り扱われることのないよう適切な措置を講ずるとともに、加盟団体に対しても、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。
- 3 **JOC・JPC** は、利用者が本窓口を利用したことを理由として不利益に取り扱われていることが判明した場合、当該不利益取り扱いを行っている者の所属する加盟団体又はかかる取り扱いを行っている者が所属する団体に対し、直ちに当該取り扱いを是正するよう要請するとともに、利用者の承諾を得て、必要に応じて、当該取り扱いの事実を公表することができる。
- 4 **JOC・JPC** は、利用者に対し、本窓口を利用したことを理由として不利益な取り扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等、利用者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

(費用)

第12条 本窓口の利用者の利用料は無料とする。ただし、本窓口の利用によって利用者において生じる実費は、利用者の負担とする。

(規程変更等)

第13条 JOC・JPCは、双方の所定の意思決定機関における決議を経ることにより本規程を変更することができる。

(免責)

第14条 JOC・JPCは、利用者に対し、JOC・JPCによる相談対応の実施及び成果について、いかなる保証も行わない。

附則

- 1 この規程は、2025年3月25日から施行する。